

仕様書の訂正

平成27年8月31日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 小川 康恭

1 件名

直管 LED ランプの購入及び取付作業 一式

2 公告日

平成27年8月17日

3 掲載場所

当研究所ホームページ、当研究所（清瀬地区）正門掲示板及び本部棟1階掲示板、厚生労働省中央合同庁舎第5号館1階掲示板

4 訂正内容

仕様書別紙1～3を別添のとおり差し替える。

- ・ 防爆型設備の本数を除外する。
- ・ 「CISPR14」を「CISPR」とする。
- ・ 「両側給電」記載箇所について、片側給電を含むこととする。

以上

導入本数及び仕様

1 数量

40W形(約1.2m): 3,673本

※上述の本数と現場の数量に誤差があった場合、1%の範囲内まで役務内で実施すること。

(単位:本)

	直管蛍光管 40W形	
	40W ラピッド、スターター	32WHF
本部棟	788	
材料・新技術安全実験棟	808	
油圧ユニット室	13	
機械安全システム実験棟	210	
電気安全実験棟	323	
建設安全実験棟	298	32
環境安全実験棟	321	
化学安全実験棟	211	
共同研究実験棟	134	274
配管等爆発実験施設		94
放電着火実験室	24	
粉塵帯電実験室	16	
液体攪拌帯電実験室		24
システム化学電気室・コンプレッサー室	11	
遮音実験室	40	
正門守衛室		
施工シミュレーション施設		52
計	3,197	476

※ 実験室等の防爆型設備は含まない。

粉塵帯電実験室(スターター形)以外はラピッド型。

2 仕様

項目	規格品質
給電構造	電源内蔵、両側給電又は片側給電
口金の規格	G13 または GX16t-5
入力電圧	AC100V 又は 200V
消費電力	15W 以下
全光束	2,000 ルーメン以上
1m 直下照度	400 ルクス以上
演色性評価指数	Ra80 以上
色温度	4,600~5,400K の範囲内
ちらつき	ちらつきを感じない
設計寿命	40,000 時間以上
動作保証温度範囲	5℃~35℃
C I S P R	CISPR を満たしていること
P L 保険	P L 保険に加入していること
過電流保護回路	過電流に対する保護回路・装置を有していること

【注意事項】

入札の日を含め3営業日以内に別紙2（納入品仕様提示様式）と記載内容の根拠となる資料（カタログ、仕様書、試験検査結果等）を提示してください。

【その他の条件】

LED照明のLED素子その他に関して、特許侵害について、係争中の製品でないこと。

【製品候補の例】

（次の製品であっても、仕様を満たすことの確認、仕様提示及び根拠資料の提出は応札者が行うこと）

- ・ LDG40S・N/14/20 (IRIS OHYAMA)
- ・ R-FAC40KW2 (ROHM)
- ・ 340BH (ODELIC) 等

納入品仕様提示様式

項目	規格品質	納入品仕様 (注 1)	番号 (注 2)
給電構造	電源内蔵、両側給電又は片側給電		1
口金の規格	G13 または GX16t-5		2
入力電圧	AC100V 又は 200V		3
消費電力	15W 以下		4 (注 3)
全光束	2,000 ルーメン以上		5 (注 4)
1m 直下照度	400 ルクス以上		6 (注 5)
演色性評価指数	Ra80 以上		7 (注 6)
色温度	4,600~5,400K の範囲内		8 (注 7)
ちらつき	ちらつきを感じない		9 (注 8)
設計寿命	40,000 時間以上		10 (注 9)
動作保証温度範囲	5℃~35℃		11 (注 10)
C I S P R	CISPR を満たしていること		
P L 保険	P L 保険に加入していること		
過電流保護回路	過電流に対する保護回路・装置を有していること		

【注意事項】

- 注 1 入札の日を含め 3 営業日以内に納入品の性能を記載し、記載内容の根拠となる資料 (カタログ、仕様書、試験検査結果等) を添付して提示してください。
- 注 2 根拠資料には番号を記載し、性能が記載された箇所が分かるようにしてください。
- 注 3~10 製品仕様書又は測定結果が記載された試験検査結果 (あるいは根拠データ) を添付してください。

取付作業

1 日程等

- (1) 土日祝日に加え平日も作業可能である。ただし、平日の場合は必要な日時調整を行うこと。
- (2) 作業前に、作業日程及びおよその作業時間を提示し、必要な日時調整を行うこと。
- (3) 毎月15日までに作業経過を発注担当者あてに書面で報告すること。

2 法令の遵守

- (1) 電気配線の配線替え作業は、関係法令を遵守し電気工事士の有資格者が行うこと。
- (2) 既存照明の安定器及び蛍光灯は取り外し、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (3) 作業時の安全対策等、関係法令を遵守し実施すること。
- (4) その他、関係法令を遵守すること。

3 作業

- (1) 既存の安定器を介さずに両側給電又は片側給電できるよう、配線替え作業を行うこと。
- (2) 作業後の誤装着等を防ぐため、表示シール（原則として、名刺サイズ大の経年劣化しない材質であること。）を照明器具に貼付すること。
- (3) 地震等でもランプが落下しないように、支持具による落下防止措置を講じること。ただし、GX16ター5口金を使用する場合、適合する口金に全数取り替えること（その際、支持具の取付は不要）。
- (4) 上述（(1)～(3)）に依らない部分は、配線・取付作業はメーカー標準仕様とする。
- (5) 既存照明の安定器及び蛍光灯は取り外し、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (6) 作業により、既存建物、物品等に損傷を与えた場合は、発注担当者に報告の上、復旧、修理すること。
- (7) 作業前、作業後について確認できるよう作業写真を撮影し、場所と数量が分かるよう整理し記録すること。
- (8) 作業開始前と完了後に照明器具全ての直下（または直下近傍）での照度測定（夜間点灯時）を行い記録すること。
- (9) 作業完了後自主検査を行い、適切な取付や必要な性能を確保していること等を確認すること。特に、取付角に注意し直下照度を確保すること。
- (10) 受注者は、上述（(7)～(9)）の記録及び自主検査の結果を、受入検査の2営業日前までに書面及びDVDで提出した上で、受入検査を受けるものとする。